

特定盛土等規制区域のみ

形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1 m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2 m超 の崖を 生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2 m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500 m ² 超 ※ となるもの (①～④を除く)
一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 300 m ² 超 となるもの 2 m超			⑦最大時に堆積する面積が となるもの 500 m ² 超 ※	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※盛土、切土又は土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分が面積の対象規模要件となります。